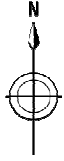




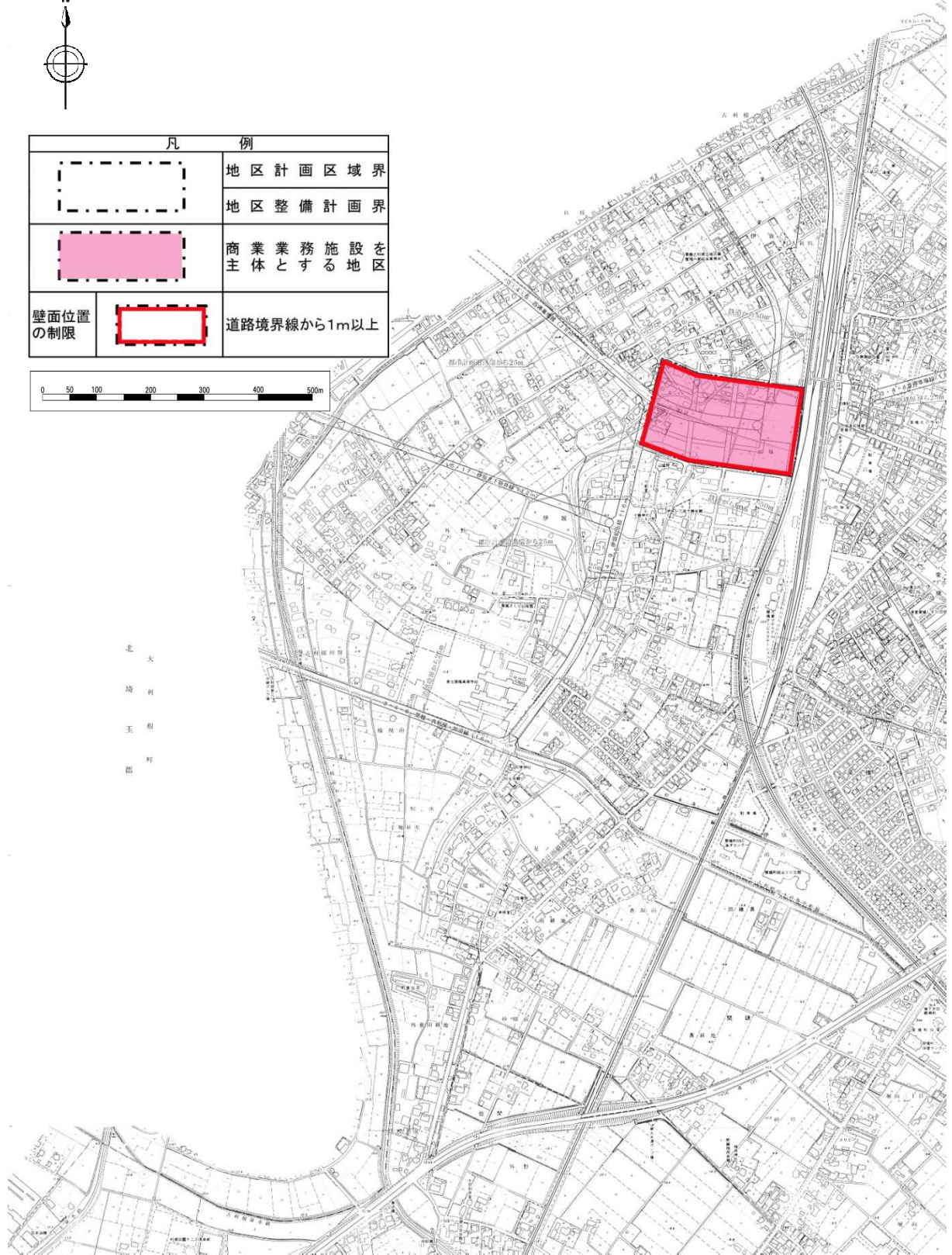


名 称	栗橋駅西口駅前周辺地区地区計画	
位 置	久喜市伊坂の各一部	
面 積	約 4.6 ha	
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	<p>本地区は、東北本線栗橋駅の西側で、良好な住宅地の供給を図っている栗橋駅西土地区画整理事業区域内の駅前周辺地区である。</p> <p>ここに、地区計画の策定を行うことにより、用途の混在による環境悪化等の防止を行うと共に、商業業務施設の誘導を図り、ゆとりと潤いのある活力あるまちを創造することを目的とする。</p>
	土地利用の方針	本地区は、栗橋駅西口における顔として商業の利便性を図ると共に、商業業務施設の誘導を図る。
	地区施設の整備方針	栗橋駅西土地区画整理事業により、計画的に整備された安全で魅力ある道水路、公園、緑地等の地区施設の維持及び保全を図る。
	建築物等の整備の方針	商業業務地を形成保持して行くため、建築物の用途の制限及び最低敷地面積の制限、壁面の位置の制限を行う。
地区整備計画	建築物等の用途の制限	<p>次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <p>(1) 駅前広場、都市計画道路 3・4・23 栗橋西停車場線、都市計画道路 3・5・38 駅西旗井線に面する 1 階の部分に店舗・事務所等の部分を含まない居住の用に供する建築物</p> <p>(2) 工場（作業場の面積が 50 m²以内でかつ出力の合計が 0.75kw 以下の原動機を使用する食品製造工場は除く。）</p> <p>(3) 付属倉庫以外の倉庫</p>
	建築物の敷地面積の最低限度	120 m ²
	壁面の位置の制限	<p>道路境界線（道路の隅切り部分は除く。）から建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの距離は 1m 以上とする。</p> <p>ただし、次の各号の一に該当する場合は 0.5m 以上とする。</p> <p>(1) 付属の車庫、物置等で、面する壁又は柱の中心線の長さが 4m 未満で、軒の高さが 2.3m 以下のもの</p> <p>(2) ベランダ、外廊下等で外壁を有しない構造のもの</p>

栗橋駅西口駅前周辺地区地区計画方針の付図・地区整備計画図



凡		例
		地区計画区域界
		地区整備計画界
		商業業務施設を 主体とする地区
壁面位置 の制限		道路境界線から1m以上



北
大
場
利
玉
根
町
部